

第 2 回 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会
プレゼンテーション概要及び各構成員の主な意見（未定稿）

1. プレゼンテーション概要

○大山構成員「医療等 ID とリンクコード」

- ・ マイナンバー制度ではセキュリティ確保のため、個人番号とは別に、個人番号と対応するかたちで利用機関ごとに払い出され、ネットワーク上のみで用いられる電磁的符号としてのリンクコードが導入される。
- ・ 電磁的な符号と視認性のある番号のいずれを用いる場合でも、情報との紐付けの正確性の確保が重要。方法としては、本人を介しての個人番号カードの利用が有効。
- ・ 電磁的な符号と視認性のある番号のいずれを用いるべきかについては、具体的なユースケースを踏まえて判断すべき。

○森田構成員「医療分野における番号制度の活用 —医療保険制度と医療の質の改善—」

- ・ 医療保険財政が厳しさを増す中では、医療サービスの質を維持しつつ、医療提供体制の効率化を図ることが重要。
- ・ 北欧諸国では、医療機関を含む全国的なネットワークを整備することで、診療情報や処方情報の共有と利活用が図り、効率性と利便性を確保している。
- ・ 番号・符号の利用例としては、疫学研究の進展、医薬品の副作用に関するトレーサビリティの確保、アウトカム指標の把握による医療機関の評価、関係者間での情報共有による在宅医療の質の向上、エビデンスに基づく診療報酬改定の推進などが挙げられる。

○山本構成員「医療・医学における番号の活用場面」

- ・ 視認性のある番号を用いることは、電子化が不十分である状況では便利だが、電磁的な符号を用いることに比して、情報漏えいのリスクが高い。
- ・ 電子化が十分に進めば、基本的には、視認性のある番号を用いる必要はなく、電磁的符号さえあれば足りるものと考えられる。
- ・ 例えば前向きコホート研究など視認性の手当が必要な利用分野に限定して視認性のある番号を用いることが考えられる。
- ・ 番号・符号の利用例としては、複数地域にまたがる地域医療連携の構築、生涯にわたる健康情報の蓄積（PHR）、ナショナルデータベースにおける特定健診情報とレセプト情報の突合、全国がん登録の効率化、予防接種記録管理の確保などが挙げられる。

2. 各構成員の主な意見

○ICカード関係

- ・ マイナンバー制度において、個人番号カードの取得が任意であると聞いたが、それではICカードの必要性がわかりづらいのではないか。
- ・ 全員分を一度に発行するとなると、生産ラインの集中をどう処理するかという問題もあるが、様々に利活用してもらうためにも全員所持が望ましい。
- ・ 医療機関側では、ICカードに機能がばらばらと追加されると、その都度業務の負担になると思われるので、留意が必要。

○番号・符号関係

- ・ 医療等IDについては、視認性のある番号を使うのか、電磁的な符号を使うのか、ということが大きな論点になるだろうが、議論の際は、患者が自身の情報にアクセスする権利や、医療機関のフリーアクセス性を担保しなければならないことに留意が必要。
- ・ 個人の利益に資する情報については特定性を確保する必要があるが、社会の利益に資する情報については追跡性さえ確保されればよい、といった点に留意すべき。
- ・ 医療連携の構築は必須だが、そこに悉皆性や唯一無二性のある番号制度を導入することにはリスクも伴うため、理解を得るためにも必要性を十分に議論すべき。
- ・ マイナンバー利用範囲拡大に関する報道があるが、以前の検討会の議論を踏まえ、基本的に、マイナンバーとは別の、税情報等とリンクしない番号を検討すべき。
- ・ 患者に対するメリットと、社会に対するメリットとを分けて議論しないと、患者は番号制度の必要性を考察しづらいのではないか。

○プライバシー保護関係

- ・ プライバシー保護の議論について、パーソナルデータ大綱が発表されたが、その内容に不安を感じる。
- ・ パーソナルデータ大綱はプライバシー保護に関する議論が不足したものとなっており、失望している。保護への意識が強いEUなどとの国際的な整合性を図る観点からも、十分な保護が図られるように議論を進めてほしい。
- ・ パーソナルデータ大綱策定後の個人情報保護法改正に向けた検討状況について、内閣官房に都度説明を行うよう求めるべき。
- ・ 個人情報一般に対する保護規制のあり方と、番号付き個人情報に対する保護規制のあり方とは、分けて議論すべきように思う。